平成２２年（フ）第１０号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目29番10棟205号
債務者　渡辺かおり
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９号
千葉市若葉区加曽利町820番地６　ルミエール若葉101号
債務者　梅澤シェルリィナ
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１号
千葉県市川市市川２丁目５番16号　第２石井コーポ202号
債務者　中川　晴美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
千葉市若葉区千城台東３―16―２―407、住民票上の住所千葉県東金市菱沼47番地12
債務者　池平　武嗣
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３２号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番５棟301号
債務者　中澤　佑介
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４１号
千葉県船橋市旭町３丁目２番22号
債務者　吉田　志乃
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４９号
千葉県船橋市夏見２丁目19番10―101号
債務者　小笠原堅治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６３号
千葉県船橋市前原西４丁目31番２―318号
債務者　田中　良三
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６４号
千葉市花見川区長作町724番地　ファミリーコーポ長作201号
債務者　西宮　直人
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８７１号
愛知県東海市名和町中前後10番地の１―１棟101号
債務者　岡島　正明
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８７２号
愛知県東海市名和町中前後10番地の１―１棟101号
債務者　岡島　里美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―611号　大幸東団地
債務者　児玉　正明
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２１号
愛知県知多市新知台２丁目４番地の29　リュイールコンドウ２Ｇ
債務者　松本　玲美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県高砂市米田町米田958―１　東邦パレス206、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町新浜１丁目２番１号
債務者　荒木スミヱ
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県高砂市米田町米田958―１　東邦パレス206、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町新浜１丁目２番１号
債務者　荒木まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県姫路市家島町真浦984番地48
債務者　大澤　和則
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市香寺町香呂９番地　丸福アパート810号、住民票上の住所兵庫県姫路市香寺町須加院338番地104
債務者　大下　昌文
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部